平成２５年（フ）第１４０９５号
千葉県八街市八街ほ650―２―102
破産者　齋藤　朋行
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０９６号
千葉県八街市八街ほ650―２―102
破産者　齋藤　小夜
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１０号
東京都江戸川区南小岩６丁目14―５　旭コーポＣ
破産者　斉藤　　好
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１３号
東京都大田区石川町２丁目33―１―1003
破産者　瀬古　愛子
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１９号
神奈川県相模原市緑区長竹1900―５
破産者　杉本ヱミ子
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１２３号
千葉県市川市南八幡４丁目12―４―801
破産者　柴田歌代子（旧姓合木・都築・神戸）
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１６２号
東京都杉並区永福２丁目９―８―202
破産者　山口　　宏
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１６５号
東京都新宿区荒木町17　シティヴィラージ四谷三丁目Ⅱ302
破産者　端野　千恵
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２０２号
東京都世田谷区南烏山２丁目30―17―1005
破産者　花井　宣春
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２０３号
東京都世田谷区南烏山２丁目30―17―1005
破産者　花井　和代（旧姓下平）
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２０７号
東京都中野区鷺宮６丁目11―５―102
破産者　石山　弘子
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５号
東京都府中市東芝町２―１　クレアーレ東芝府中Ｂ棟218
破産者　鈴木　　学
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０号
仙台市太白区八木山香澄町18番35号
破産者　有限会社ハレルヤコーポレーション
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
福島県いわき市平下荒川字久世原６番地の56
破産者　株式会社ユーテック
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第４０５号
さいたま市緑区原山１丁目17番９号
破産者　株式会社パパスホーム
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９９号
さいたま市見沼区大字大谷298番地７
破産者　有限会社浜田基礎
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
千葉県柏市富里１丁目６番25号
破産者　下越　邦和
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５８２７号
東京都中央区日本橋兜町15番12号
破産者　株式会社スタンロード
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７３２号
東京都北区滝野川２―８―６―801、住民票上の住所神奈川県中郡大磯町東小磯567
破産者　武田　雄二
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５７１号
埼玉県春日部市豊野町２丁目８番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区貫井２丁目１番29号
破産者　株式会社ニッカ食品
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０９４号
東京都世田谷区船橋１丁目54―７
破産者　迫間　康則
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１２３号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗字大砂3418番地
破産者　帝共ソーイング株式会社
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部